

仙台市一般廃棄物処理基本計画

(平成 28 年 1 月 改定最終案)

第 1 章 計画策定からこれまでの取組みと課題

- 1 計画改定の趣旨 (平成 28 年 3 月)
- 2 本市の計画の体系及び関連する法体系
- 3 計画前期 (平成 23 年度～26 年度) の総括
- 4 中間評価及び後期の課題 (平成 28 年 3 月)

第 2 章 ごみ処理基本計画

- 1 基本的な考え方
- 2 改定計画の期間
- ~~3~~-4 施策の基本的な方向性
- ~~4~~-3 改定計画の基本目標
- 5 実施・検討すべき施策
- 6 処理施設の整備計画
- 7 処理体制
- 8 計画の進行管理及び施策の推進

第 3 章 生活排水処理基本計画

- 1 基本的な考え方
- 2 改定計画の期間
- ~~2~~-3 改定計画の基本目標
- ~~3~~-4 生活排水処理の見通し
- ~~4~~-5 実施・検討すべき施策

《資料》

- (1) ごみ量等の推移
- (2) 個別施策の実績等
- (3) 一般廃棄物処理施設の整備状況
- (4) 1 人 1 日当たり家庭ごみ 450 グラムの考え方等について
- (5) ごみ・生活排水処理の流れ現状

【改定最終案について】

平成 27 年 10 月に作成した「基本計画改定案」を、

- 平成 27 年 10 月～11 月に実施したパブリックコメント・説明会における市民・事業者意見
- 過去の審議会における委員意見
- 並行して改定作業を進めている「社の都環境プラン」「仙台市地球温暖化対策推進計画」との整合等を踏まえ、会長・副会長との調整を経て事務局にて修正したものです。

＜本計画で使用する用語の定義＞

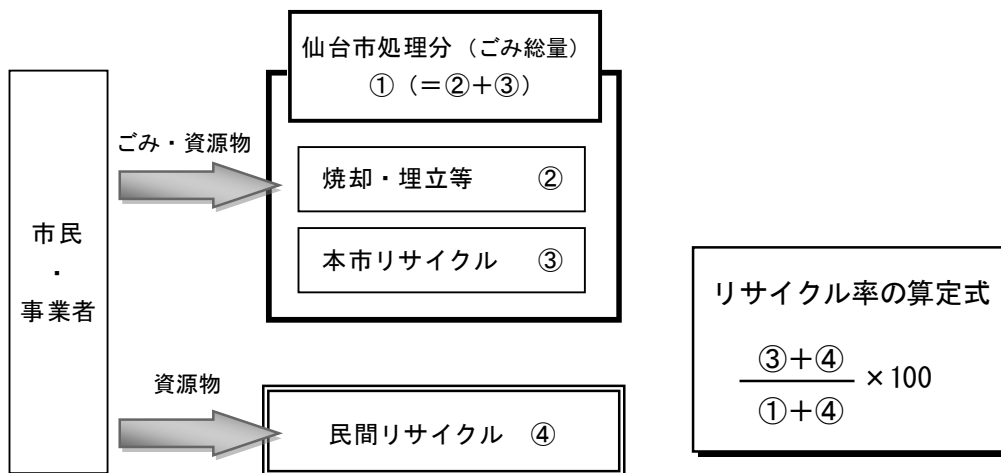
本計画で使用する用語の定義は、以下のとおりである。

【一般廃棄物】	<u>一般の家庭から排出される生活系廃棄物【生活ごみ】と、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物【事業ごみ】の総称であり、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負う。いわゆる「ごみ」の他に「し尿」も含む。</u>
【生活ごみ】	家庭ごみ、 <u>資源物（紙類（行政回収）、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル等）</u> 、粗大ごみ、臨時ごみなど、本市が収集及び処理している、 <u>家庭から出るごみの総称。</u>
【事業ごみ】	事業者が排出する可燃ごみ、不燃ごみ、 <u>資源ごみ物（紙類、缶・びん・ペットボトル）</u> 、粗大ごみのうち、本市が処理 <u>している</u> する ごみの総称。 <u>（産業廃棄物は含まない）</u> 一般廃棄物収集運搬業許可業者が本市処理施設（焼却・破碎・埋立）に搬入する場合と、排出事業者が自ら本市処理施設に持ち込む場合（自己搬入）がある。
【ごみ総量】	「生活ごみ」と「事業ごみ」の <u>排出量</u> の合計。
【資源、資源物】	ごみ総量のうち 、紙類、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル等など、リサイクルされるものの総称。
【本市リサイクル量】	資源物のうち、本市の処理施設でリサイクルした量。
【民間リサイクル量】	<u>資源物のうち</u> 、 <u>集団資源回収</u> 、大規模建築物所有者・多量排出事業者によるリサイクルなど、 資源物のうち 本市の処理を経ずに、直接民間のリサイクル施設へ搬入・リサイクルされたものの量。
【リサイクル量】	「本市リサイクル量」と「民間リサイクル量」の合計。
【リサイクル率】	本市内で発生した「ごみ」「資源物」のうちリサイクルされた割合を示す数値。 <u>算出方法は次ページの図のとおりである算出式は（リサイクル量）÷（ごみ総量+民間リサイクル量）。</u>
【燃やすごみの量】	「ごみ総量」のうち、焼却処理したごみの量の合計。 <u>直接焼却施設に直接持ち込まれて</u> 焼却される「家庭ごみ」「事業系可燃ごみ」のほか、 <u>他の</u> 中間処理（ <u>破碎や資源物の選別</u> ）後に発生する可燃性の残さ物も含まれる。

<表> 本市のごみ処理体系

区分及び品目		処理方法	
ごみ総量	生活ごみ	家庭ごみ	焼却
		缶・びん・ペットボトル等	資源化
		プラスチック製容器包装	
		紙類定期回収	
		粗大ごみ等	破碎・焼却等
	事業ごみ	可燃ごみ	焼却
		不燃ごみ	埋立
		資源ごみ（缶びん等）	資源化
粗大ごみ		破碎等	
民間リサイクル	集団資源回収	資源化	
	大規模事業者・多量排出事業者		
	その他（養豚飼料化、紙類拠点回収 等）		

<図> リサイクル率の算出方法



「ごみ総量」は上記の①（＝②＋③）であり、市民・事業者が排出したごみのうち、本市が処理したものの合計である。「本市リサイクル」は、ごみ総量の内数となる。

一方、集団資源回収や事業者が分別した紙類など、直接民間リサイクル施設に持ち込まれる資源物は「民間リサイクル」として計上されるため、ごみ総量には含まれていない。

ただし、リサイクル率の算出にあたっては、市民・事業者による取組み全体を把握・評価するため、民間リサイクルも含めた算定式を採用している。

第1章 計画策定からこれまでの取組みと課題

1 計画改定の趣旨（平成28年3月）

平成23年3月に基本計画を策定し、さらなるごみ減量・リサイクルによる資源循環都市づくりを進めるとともに、低炭素都市づくりに向け、「ごみ総量」、「リサイクル率」、「燃やすごみの量」及び「温室効果ガス排出量」という新たな4つの目標を設定しました。

また、【資源循環都市づくり】、【低炭素都市づくり】及び【市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進】という3つの基本的な施策の方向性を掲げ、持続可能な社会の構築を目指して、市民・事業者・市の三者による一層の連携の下、より実効性のあるごみ減量・リサイクルの取組みを進めていくこととしました。

しかし、本計画の策定と同時期に東日本大震災（以下「震災」という。）が発生し、本市においては、震災により発生した約272万トンという膨大な量の震災廃棄物等を迅速に収集・処理するという大きな課題が生じました。

また、ごみの収集・処理の一時中断、ごみの減量やリサイクルの推進に係る広報啓発の自粛など、日常的に排出される生活ごみ・事業ごみの処理体制についても様々な影響が生じました。

さらに、震災復興に係る経済の活性化に伴う事業ごみ量の高止まり、家庭ごみに含まれるプラスチック製容器包装の増加等ごみ組成の変化など、本市のごみ排出動向への影響は大きく、震災後5年余りが経過した現在も、その影響は続いています。そのため、平成27年度に計画前期の取組みについて中間評価を行い、目標や今後の施策展開について改定することとしました。

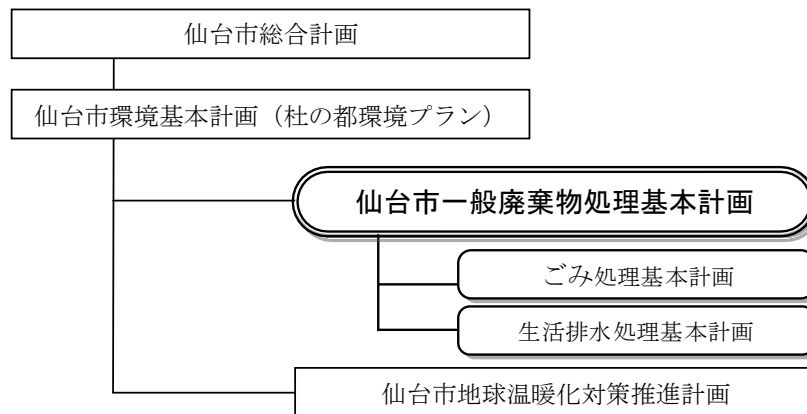
今後、計画後期において、中間評価等で明らかとなった様々な課題の解決に向け、施策を着実に実施し、さらなるごみ減量・リサイクルの推進と新たな目標の達成に向けた取組みを加速させていきます。

2 本市の計画の体系及び関連する法体系

(1) 本市における計画の体系

本計画は、仙台市総合計画及び仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）を上位計画とし、仙台市環境基本計画の部門別の計画として、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

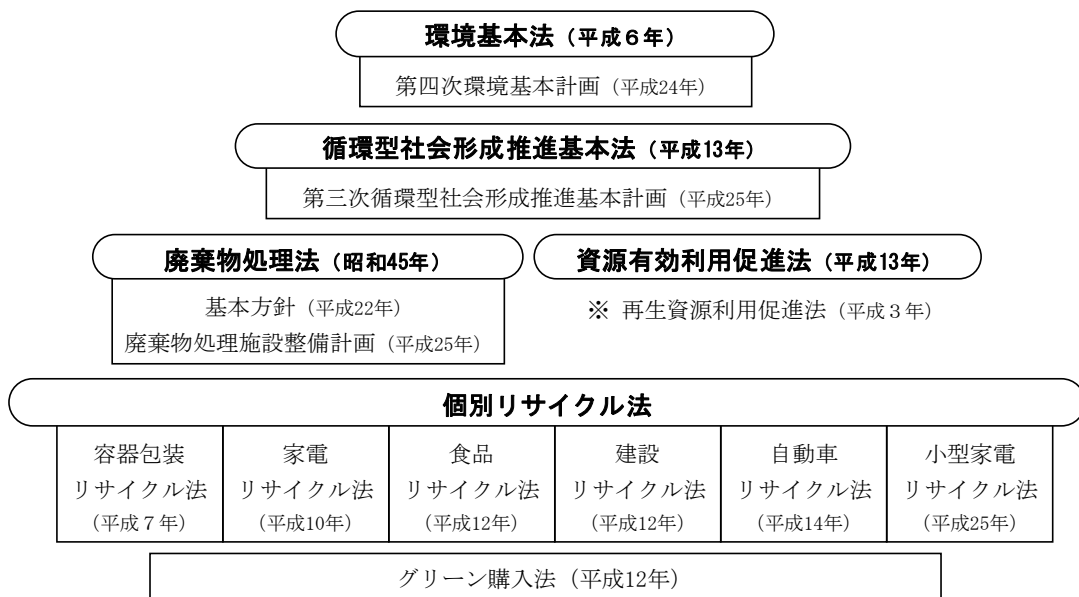
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画で、第2章の「ごみ処理基本計画」及び第3章の「生活排水処理基本計画」により構成されます。



(2) 循環型社会形成のための法体系

ごみや資源物の処理に関しては、廃棄物処理法のほか様々な法律が整備されています。

平成23年度以降、小型家電リサイクル法が新たに施行されたほか、環境基本法に基づく環境基本計画、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画などが順次策定されています。



3 計画前期（平成 23 年度～26 年度）の総括

(1) 計画前期に実施した主な施策

計画前期に新規実施又は再開した主な取組みは、以下のとおりです。

年度	主に生活ごみに 係る施策	主に事業ごみに 係る施策	※震災廃棄物等
23 年度	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」全面改定（平成 23 年 3 月） ○家庭用使用済み食用油リサイクルモデル事業開始		○がれき搬入場整備 ○損壊家屋・ブロック塀等解体撤去申請受付開始 ○宅地・農地がれき撤去開始 <u>○津波堆積物撤去完了</u>
24 年度	○学生によるごみ減量・リサイクル啓発活動「ワケル・キャンパス・プロジェクト」実施		<u>○津波堆積物撤去完了</u>
25 年度	○ごみ減量キャンペーンの実施（生ごみ減量） ○第 7 期仙台市分別収集計画策定 ○布類拠点回収開始（37 箇所） ○レジ袋削減に関する懇談会関係者による「包装削減キャンペーン」実施	○3 焼却工場で一般廃棄物収集運搬業許可業者搬入ごみの展開検査開始	○仮設焼却炉稼働終了 ○がれき等処理完了 <u>○損壊家屋等解体・撤去完了</u> <u>○がれき搬入場原状復旧完了</u>
26 年度	○ごみ減量キャンペーンの実施（緊急分別宣言） ○小型家電リサイクル事業開始 ○今泉リサイクルプラザ入館者 25 万人記念フェア実施 ○仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」のスマートフォン対応実施	○市内事業所へのごみ減量・分別啓発パンフレット作成	<u>○損壊家屋等解体・撤去完了</u> <u>○がれき搬入場現状復旧完了</u>
27 年度 ※予定含む	○ごみ減量キャンペーンの実施（続・緊急分別宣言） ○小型家電回収拠点拡充 ○クリーン仙台推進員永年勤続表彰（初回）	○事業者向け出前講座用資料の作成	<u>○津波浸水ごみの収集終了</u>

※参考まで、震災廃棄物等の処理に係る主な動きを掲載している。

(2) 当初目標の達成状況

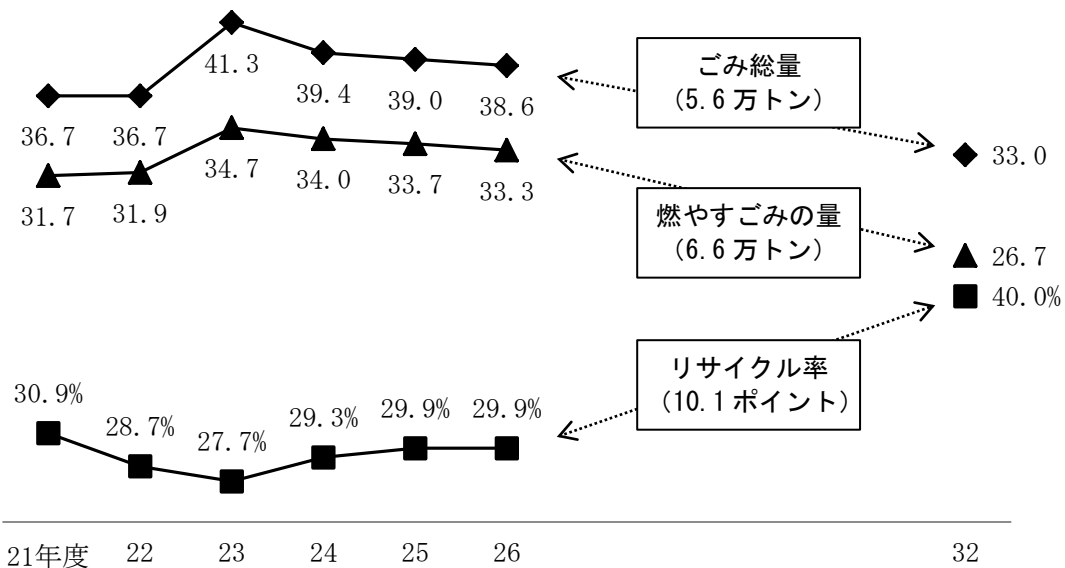
当初目標（平成 23 年 3 月策定時）については、平成 26 年度の実績と比較すると、いずれも大幅な乖離が生じています。

ごみ総量については、平成 26 年度は 38 万 6 千トンとなり、目標値 33 万トンと比較して、5 万 6 千トン増と大きく乖離しています。

リサイクル率については、平成 26 年度は 29.9%と震災前より低下しており、目標値の 40%とは約 10 ポイント減と、ごみ総量と同様大きく乖離しています。

燃やすごみの量については、平成 26 年度の 33 万 4 千トンに対して、目標値は 26 万 7 千トンであり、その差 6 万 6 千トン増と、ごみ総量よりも乖離がさらに大きくなっています。

<図> 当初目標と 26 年度実績との差



	26 年度実績	当初目標 (32 年度)	差
ごみ総量	385, 863 トン	329, 500 トン以下	56, 363 トン
リサイクル率	29.9%	40%以上	10.1 ポイント
燃やすごみの量	333, 424 トン	267, 000 トン以下	66, 424 トン

4 中間評価及び後期の課題（平成 28 年 3 月）

中間評価の結果より、様々な課題が生じていることが明らかとなりました。

基本目標については、現状と大きく乖離しており、達成困難となりました。その要因としては、震災後の人口の増加や震災復興に係る経済活動の活性化など、計画策定当初に想定していた前提条件とのずれ、さらに、震災廃棄物処理を優先せざるを得なかったこと等による施策の取組みの遅れなどが考えられます。

生活ごみの減量・リサイクルについては、家庭ごみの中の生ごみの割合が減少し、プラスチック製容器包装の割合が増加するなど、ライフスタイルの変化を想定させる状況となっています。このような変化に対応し、ごみの減量や分別排出行動を市民に促す方策の検討が必要となっています。

また、生活系剪定枝のリサイクルについての検討が遅れていることやほか、ごみ集積所における不適正排出件数が震災前と比べて増えていることも課題となっています。

事業ごみについては、可燃ごみに占める生ごみの割合が増加しているとともに、減少傾向にあった可燃ごみの量が、震災後に急増し、その後も高止まりのまま推移する見込みとなるなど、排出傾向に大きな変化が生じています。また、食品リサイクルの取組みの推進や事業ごみ全体の減量に資するための経済的インセンティブの有効性について検討が遅れています。

このような状況を踏まえ、市民・事業者との連携を強化しながら、これまで以上に「3R」（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを加速させることが重要です。

そのため、今後これらの課題解決に向け、計画後期の5年間で施策の検討を進め、着実に実施、拡充する必要があります。

【3R（スリーアール）について】

3Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

○ Reduce（リデュース）：できるだけごみを出さないような行動を心がける。

○ Reuse（リユース）：ものを繰り返し使ってごみを減らすように心がける。

○ Recycle（リサイクル）：資源に再生できるものはできるだけ分別する。

第2章 ごみ処理基本計画

1 基本的な考え方

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムは、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、地球環境に大きな負荷を与え、深刻な状況を招いています。

近年、国において、循環型社会と低炭素社会の構築に向けた取組みが加速化し、市民・事業者・市それぞれの適切な役割分担のもとに、持続可能な社会を創っていくことが求められています。

これまで、本市においては、市民・事業者・市が連携して様々なごみ減量・リサイクルの推進に取り組んできました。その結果、ごみの減量や資源物の分別・リサイクルのさらなる推進に一定の成果を上げてきたところです。しかし、震災により、ごみの排出量や排出傾向に大きな変化が生じ、その影響は現在まで続いています。

震災から5年が経過した今、これからどのようにごみ減量・リサイクルを進めていくべきかについて、様々な社会経済状況や市民・事業者ニーズの変化を的確に把握しながら、改めて考え、そして実行していくことが重要です。

今後の10年、100年を見据え、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、さらなる資源循環を進めるなど、自然環境や地球環境に配慮した真に持続可能な社会づくりを進め、「杜の都仙台」の豊かな環境を、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

2 改定計画の期間

基本計画は、概ね21世紀半ばを展望しつつ、仙台市総合計画や仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）の目標年次との整合性を図るため、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としています。

よって、改定計画は、当初計画期間の後期となる、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象とします。なお、計画後期においても、社会経済状況などの変化を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行います。

3-4 施策の基本的な方向性

(1) 資源循環都市づくり ～ さらなる循環型社会の構築

これまで実施してきたごみ減量・リサイクル推進施策は、市民・事業者の協力により相当程度の効果があったものの、中間評価の結果などからは、今なおより一層3R推進に取り組む余地があるといえます。また、依然として不適正な排出や不法投棄をはじめとする不適正処理が発生しています。

このような状況の中、市民・事業者・市のさらなる連携により、まず、ごみの発生抑制（リデュース）の取組みを進めることにより、ごみの総量を減らすことが必要です。次に、繰り返し使う再使用（リユース）を進め、できるだけごみを出さないよう努めたいうで、ごみを排出する際には、分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進します。これらの3Rを取り組んだ後に残ったごみについては、可能な限り熱回収し、適正処分します。

これらの取組みにより、自然環境に配慮し、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会への転換の取組みをさらに進めていきます。

(2) 低炭素都市づくり ～ 低炭素社会の構築に向けた統合的な取組みの推進

地球温暖化に伴う気候変動はや石油資源の枯渇といった地球規模の環境問題となり、への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、ごみ処理の分野においても、低炭素都市づくりに向けた統合的な取組みを推進していきます。市民・事業者・市が一体となって3Rを推進することにより、燃やすごみの量を削減し、温室効果ガスの発生や石油由来のごみ処理に係るエネルギー利用使用を低減していきます。

また、市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取組みによるごみ量・ごみ質などの変化に応じた、経済性を考慮した効率的で適正なごみ処理体制を構築するとともに、処理体制を最適化することなどにより、低炭素社会の構築に貢献し、中長期的に温室効果ガスを低減していきます。

その他温室効果ガスの定量把握の手法を検討・導入することにより、低炭素社会の構築に係る施策の評価・見直しを行っていきます。

(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

市民・事業者・市の三者がそれぞれの責務を果たしつつ、あわせて三者が連携し一体化することにより、地域の人づくりや組織づくりを進めるとともに、地域の特性に応じた課題の解決を図るなど、地域に根ざした循環型社会・低炭素社会の構築に係る取組みを推進していきます。

4-3 改定計画の基本目標

本計画の策定当初、資源循環都市づくりに対応する主な目標として、「ごみ総量」と「リサイクル率」を、低炭素都市づくりに対応する主な目標として、「燃やすごみの量」と「温室効果ガス排出量」を定めました。計画改定に当たっては、それぞれの目標項目及び目標年度はそのままとし、目標数値を以下のとおり定めます。また、市民一人ひとりのごみ減量・リサイクルの取組状況を分かりやすく把握・評価するために、「1人1日当たりの家庭ごみ」を新たな目標として追加します。

○ ごみ総量（生活ごみと事業ごみの合計）

平成32年度に360,000トン以下とする。

※ ものを大事に繰り返し使うことや計画的に購入することなど、ごみを出さないように行動することによって、減らすことができます。

○ リサイクル率（本市内で発生したごみのうちリサイクルされた割合）

平成32年度に35%以上とする。

※ 紙類などの資源とごみの分別排出に取り組むことによって、向上させることができます。

○ 燃やすごみの量（ごみ総量のうち焼却処理したごみの量）

平成32年度に305,000トン以下とする。

※ ごみを出さないような行動や資源とごみの分別によって減らすことができます。

○ 温室効果ガス排出量

ごみ処理に係る温室効果ガス排出量を中長期的に低減する。（変更なし）

○ 1人1日当たりの家庭ごみ（家庭から出るごみのうち燃やすごみの量）

平成32年度に450グラム/人・日以下とする。（新規）

【ごみ量の見込みと新たな目標の考え方】

現在実施している様々なごみ減量・リサイクル推進施策を、今後も継続して実施した場合、平成 32 年度のごみ総量は約 3738 万 93 千トン、燃やすごみの量は約 32 万 47 千トン、リサイクル率は約 31%と見込みました。

これは、平成 26 年度の実績と比べて、ごみ総量と燃やすごみの量がそれぞれ約 1～2% の減量に留まり、リサイクル率についてはほぼ横ばいとなる見込みです。

このことを踏まえ、今回の改定では、ごみ総量と燃やすごみの量については、上記の見込みから約 2 万トン減量し、それぞれ 36 万トン以下、30 万 5 千トン以下とし、リサイクル率は 推計値見込み から 5 ポイント増となる 35%以上という新たな目標を設定しました。

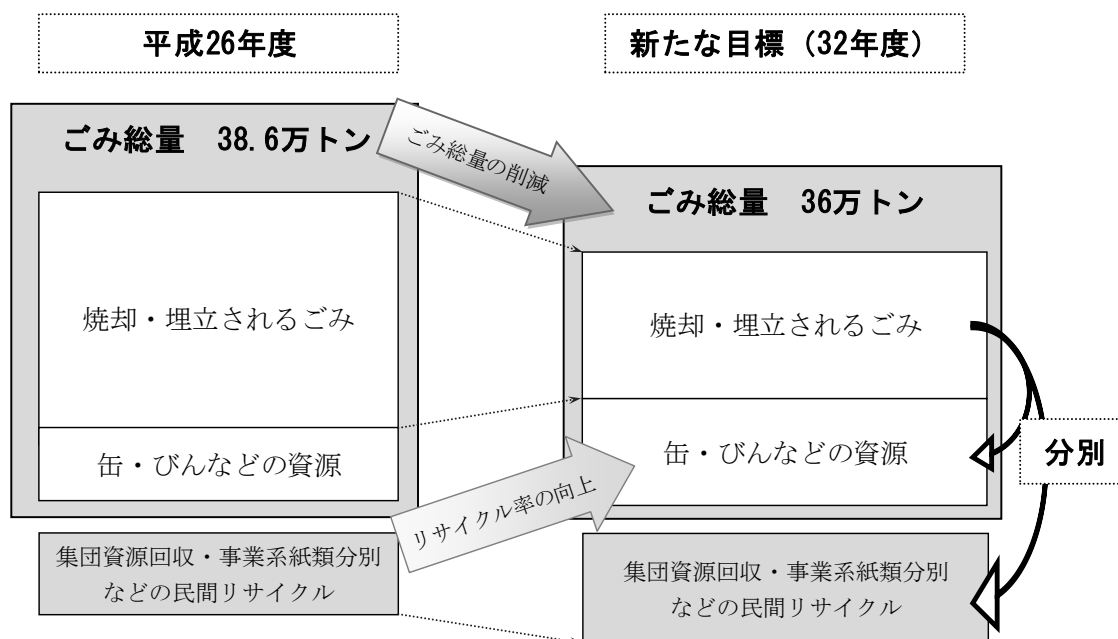
また、ごみ総量など 総量全体量 を対象とした目標項目では、市民 1 人ひとりの取組状況が見えにくいことなどから、1 人 1 日当たり家庭ごみ量を新たな目標項目として追加し、平成 26 年度の 489 グラム/人・日から 39 グラム減量の 450 グラム/人・日以下という目標を設定しました。

新たな目標は、本市における資源循環型社会の構築に向けた取組みを、次のステージに進めるための土台となるものです。目標の達成に向けて、震災復興に係る経済活動の活性化や、ごみの排出動向の様々な変化などを踏まえながら、さらなるごみの減量や資源物の分別・リサイクルに係る取組みを改めて周知徹底していきます。~~資源循環型社会の構築に向けた取組みを次のステージに進める土台となるものです。~~

<表> ごみ総量等の実績と新たな目標

	26 年度	32 年度 見込み	新たな目標 (32 年度)	26 年度比
人口 (万人)	107.3	107.5 <u>108.8</u>	107.5 <u>108.8</u>	=
ごみ総量 (トン)	385,863	379 <u>383,000</u>	<u>360,000</u>	=25,863
生活ごみ (うち家庭ごみ)	<u>242,958</u> (191,381)	<u>243,000</u> (187,000)	<u>238,000</u> (177,000)	
事業ごみ	<u>142,905</u>	<u>140,000</u>	<u>122,000</u>	
リサイクル率 (%)	29.9	31	35	+5.1 ポイント
リサイクル量 (トン)	<u>144,000</u>	<u>151,000</u>	<u>165,000</u>	
(うち市リサイクル)	<u>(47,000)</u>	<u>(52,000)</u>	<u>(56,000)</u>	
(うち民間リサイクル)	<u>(97,000)</u>	<u>(99,000)</u>	<u>(109,000)</u>	
燃やすごみの量 (トン)	333,424	324 <u>327,000</u>	<u>305,000</u>	=28,424
1 人 1 日当たり家庭ごみ (グラム/人・日)	489	471	450	=39

<図> 目標達成に向けた取組みのイメージ



新たな目標のうち、ごみ総量については、平成26年度から約2.6万トン削減し36万トンとすることとしています。

この目標を達成するには、ごみを減らすために様々な工夫をすることや、物を繰り返し長く使うことなどにより、「焼却・埋立されるごみ」の減量を進める必要があります。

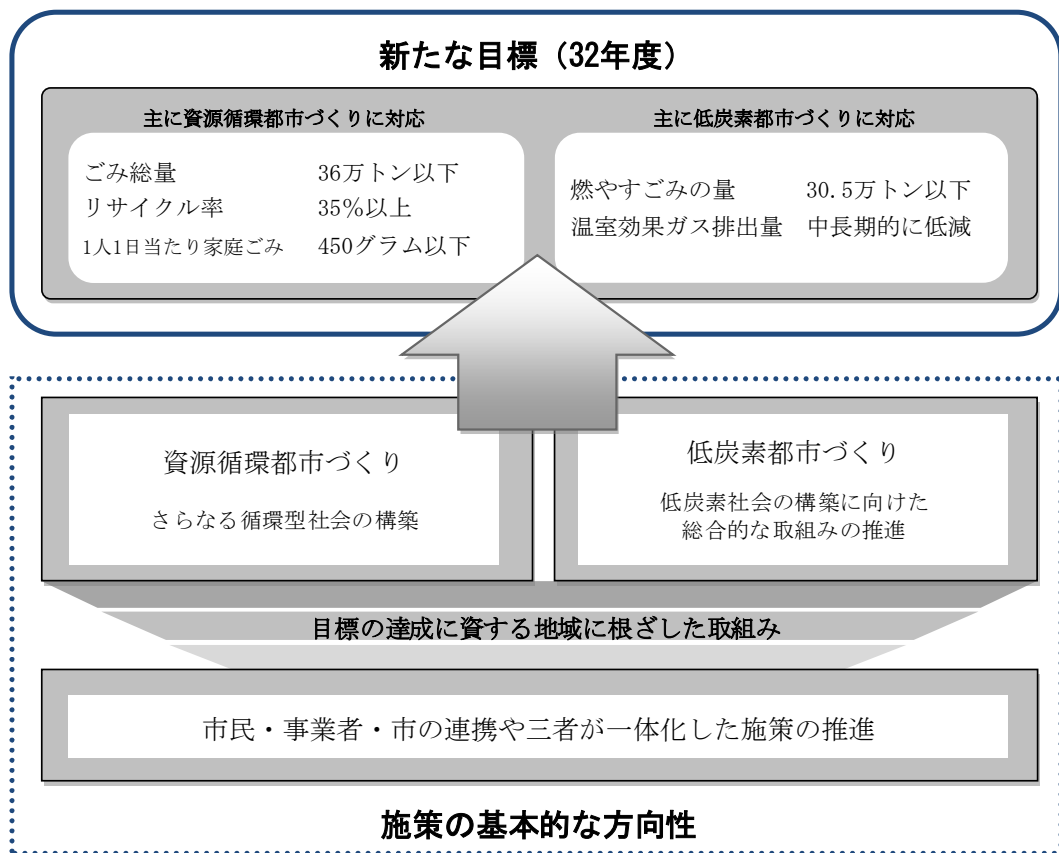
また、ごみ総量には、「生活ごみ」と「事業ごみ」があり、市民・事業者・市の連携を更に強化し、一体となって取組みを進めていくことが求められます。

さらに、「焼却・埋立されるごみ」から「缶・びんなどの資源」の分別・リサイクルの取組みを進めることで、燃やすごみの量を30万5千トン以下、リサイクル率を35%以上という目標を達成することができます。

焼却・埋立されるごみの減量（リデュースやリユース）を進めるとともに、資源物の分別（リサイクル）を進め、ごみ総量を平成26年度から約2.6万トン削減します。また、資源物の分別や、集団資源回収及び事業者による紙類分別などの民間リサイクルを進め、リサイクル率を35%以上に向上します。

燃やすごみの量についても同様に削減を進め、平成26年度から約2.8万トン削減します。

<図> 施策の基本的な方向性と新たな目標の関係



本計画では、施策の基本的な方向性として、「資源循環都市づくり」「低炭素都市づくり」「市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進」を掲げています。

これらの方向性のうち、「資源循環都市づくり」「低炭素都市づくり」に対応する形で、5つの基本目標を図のとおり定めています。

そして、目標達成に資するための様々な施策を、確実に検討・実施するために大きな役割を担っているのが「市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進」となります。三者の連携の下、地域に根ざした取組みを積極的に展開することで、目標の達成に向けた取組みを総合的に推進します。

5 実施・検討すべき施策

(1) 資源循環都市づくり ～ さらなる循環型社会の構築 ～

① 生活ごみの減量・リサイクルの推進

ア 生活ごみの減量・リサイクルの推進

さらなるごみ減量・リサイクル推進のためには、市民・事業者・市のそれぞれが意識を持って努力・行動する必要があります。

生ごみの減量・リサイクルの推進については、引き続き、食材を計画的に購入し無駄なごみを出さないこと、食材の食べ切りや廃棄時の水切りに努めることなど~~ごみの発生抑制~~にをはじめとした~~ごみ減量・リサイクル推進~~に配慮した行動を求めています。また、生ごみたい肥化容器や家庭用電気式生ごみ処理機等による各家庭での生ごみ減量・リサイクルの取組みや、地元の農家の協力や民間団体との連携・協力により、家庭で作った乾燥生ごみと野菜を交換する地域循環型の事業についても、さらに推進します。

長寿命で省エネルギー型の物を大事に使用すること、日常的な買い物や外食をする際にマイバッグ・マイはし・マイボトルを持参し活用すること、詰め替え製品の購入や簡易包装を推進することなど、資源を有効かつ大事に使うことについて、引き続き啓発していきます。

家庭ごみ中の 30%以上を占める再生可能な紙類のリサイクルの推進については、市民に対し、分別排出への協力を求めていくとともに、少子化・高齢化などの社会的な課題への対応を踏まえ、集団資源回収や資源回収庫の活用をはじめとした収集体制のあり方などについて、検討していきます。

プラスチック製容器包装の家庭ごみへの混入が急増していることから、プラスチック製品との見分け方や、分別収集後の資源物としての利用状況等について分かりやすく伝えるなど、減量や分別排出行動のきっかけづくりを進めていきます。

市民のライフスタイルの変化に対応した排出の仕組みなどを検討するとともに、市民が取組みやすい分別排出に向けた制度改正や拡大生産者責任の考え方を踏まえた事業者による自己回収・リサイクルについて、国や製造・販売等事業者等に対して、引き続き問題を提起し、要望していきます。

イ 分別の徹底

実態調査結果などから分別排出行動への協力が比較的進んでいないと考えられる、集合住宅の居住者、本市内での居住年数が3年未満の短期居住者、20～30代の若年層に対して、具体的な行動に結びつきやすい広報や地域に出向いて直接働きかける啓発活動など積極的な普及啓発に努めます。また、地域と連携し、排出実態の把握や排出ルールの徹底に努めるとともに、実態把握などにより明らかとなった地域の課題の解

決に取組みます。

ウ 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底

地域と連携して、不適正排出・不法投棄対策を実施するとともに、監視カメラの設置やパトロールなどを実施します。また、ごみ集積所における不適正排出件数が震災前と比べて増えていることから、不適正排出・不法投棄対策の実施について、広報・啓発を強化します。また、ごみ集積所における紙類などの資源物の抜取対策も引き続き実施します。

エ 廃棄物系バイオマスなどのリサイクル手法の検討

各家庭から発生する剪定枝について、分別収集を実施した場合の減量・リサイクル効果や、受け皿となる施設の確保等について具体的に検討します。

オ グリーン購入の推進

定着しつつあるグリーン購入については、さらなるリサイクル事業市場の拡大と、持続可能な社会の構築に向けて、一層の推進に向けた啓発などを行います。

② 事業ごみの減量・リサイクルの推進

ア 事業ごみの減量・リサイクルの推進

排出事業者の「ごみ減量・分別促進に係る」意識を把握するとともに、それぞれの課題に応じたごみ減量・リサイクル推進に係る取組みを推進します。**排出事業者の「ごみ減量・リサイクル推進に係る」**取組みについては、その評価手法等について具体的に検討を進めるとともに、広く周知・広報するための仕組みについても検討を進めます。

また、製造・**販売事業者**等が資源を有効かつ大事に利用するとともに、廃棄時にリサイクルがしやすいなどの環境に配慮した商品の開発やサービスの提供をするよう引き続き啓発を行います。

生ごみの減量・リサイクルの推進については、近年、事業系可燃ごみ~~へのうち~~**うち**生ごみの**混入割合**が増えており、また平成27年7月に新たに策定された食品リサイクル促進に関する国の基本方針においては、地方自治体を中心となって地域の実情に応じた取組みを進めることや、一般廃棄物の処理料金に食品リサイクル促進の観点も踏まえることが望ましいとされています。

そのため、食品関連事業者に対し、**法令等**に基づくごみ減量・リサイクルの取組みやリサイクルループの構築などを改めて求めていくとともに、民間のリサイクル施設の安定稼働など、継続的な受け皿の確保に取組みます。さらに、食品リサイクルの取組みのさらなる推進や、**紙類等**資源物の分別・リサイクルの一層の推進のため、事業ごみ処理費用の負担のあり方について、手数料水準の見直しを視野に入れつつ、具体的に検討を進めます。

イ 分別の徹底

エコにこショップ・オフィス認定事業者など、様々な認証制度を活用して環境に配慮している事業者の具体的な取組みなどについて、さらなる周知に努めるとともに、取組みの拡大に資する具体的な支援策を検討します。

また、優れた取組み事例について情報の整理・充実を図るとともに、これらの情報を活用し、分別排出などへの認知度が低いと考えられる中小事業者等に対して、再生可能な紙類資源物の分別訪問指導など実践に結びつきやすい広報啓発を行います。

さらに、事業系可燃ごみ中の約22%を占める再生可能な紙類のリサイクルの推進については、排出事業者に対する指導啓発を行うとともに、焼却工場ごみ焼却施設への搬入禁止措置を徹底するため、焼却工場における事業ごみ展開検査の強化を図ります。また、環境に配慮している事業者の具体的な取組みなどについて、さらなる周知に努め、イベントなどでのごみ分別などの取組みについて、支援します。

ウ 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底

地域と連携して、不適正排出・不法投棄対策を実施するとともに、監視カメラの設置などを引き続き実施します。また、震災後、生活ごみ集積所への不適正排出が増えている課題となっていること等から、地域との連携により、実態を把握し、指導・啓発を強化します。

エ グリーン購入の推進

定着しつつあるグリーン購入については、さらなるリサイクル事業の市場の拡大と、持続可能な社会の構築に向けて、再生品の利用など、環境に配慮した商品の製造・販売やグリーン購入の推進に向けた広報・啓発を引き続き行います。

③ ごみの適正処理体制の確立

ア ごみの適正処理体制の構築

ごみ量やごみ質などの予測を踏まえた処理体制のあり方を検討し、適正処理体制を構築します。また、既存施設の整備に当たっては、性能水準を保ちつつ、長寿命化を図ります。

イ 災害廃棄物などの適正処理体制の構築

震災への対応を踏まえ、国においては、廃棄物処理法や災害対策基本法の改正等により、平時から災害時まで切れ目のない廃棄物処理システムを構築するよう廃棄物処理体制の強靱化について検討を進めています。本市においても、より迅速かつ適正適切な処理体制の構築に向けて的確に対応します。

ウ 経済性を考慮した効率的な処理体制の構築

適正処理体制の構築を前提とし、経済性の面からも十分な検討を行い、効率的な処理体制を構築します。

(2) 低炭素都市づくり ～ 低炭素社会の構築に向けた統合的な取組みの推進 ～

① ごみ減量・リサイクルの推進による燃やすごみの量の低減削減

さらなる循環型社会の構築に係る施策を実施することにより、燃やすごみの量を低減削減し、温室効果ガス排出量の削減低減に努めます。

② 収集運搬における温室効果ガスの削減低減

ア ごみ・資源物の収集運搬等に使用する車両の低公害化の推進
環境負荷の少ない低公害車両導入の一層の推進を図ります。

イ ごみ・資源物の収集運搬体制の最適化の検討

確実な収集運搬を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、温室効果ガスをより低減する収集運搬体制の最適化を検討していきます。

③ 中間処理（リサイクルを含む）・最終処分における温室効果ガスの削減低減

ア 温室効果ガスの削減低減に資する施設整備の検討

既存施設の基幹的設備の改良に当たっては、省エネルギーや高エネルギー回収に資する設備の導入を検討します。

イ ごみ焼却施設における余熱利用の推進

ごみの焼却に伴い発生した余熱について、蒸気供給や発電などにより、さらなる有効利用を推進します。

ウ ごみ処理施設の最適化の検討

確実な処理を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、温室効果ガスをより低減する処理施設の最適化を検討していきます。また、ごみ量やごみ質に応じて、安定的かつ効率的な施設の運転に努めます。

④ 温室効果ガス排出量の定量評価手法の導入の検討

温室効果ガスをより低減するごみ減量・リサイクル推進施策や適正処理体制の構築について、評価するため、収集運搬から最終処分までの各工程における温室効果ガス排出量の算定手法及び定量評価手法の導入をについて検討します。

(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

① 実践につながりやすい広報・啓発事業の展開

市民・事業者の関心や理解をさらに深め、三者が認識を共有するため、事業・広報・啓発が相互に関連し、より分かりやすく、実践につながりやすい情報提供に努めます。また、ごみ減量・リサイクル推進の状況などを分かりやすく公表します。

② 地域課題の解決に向けた取組みの推進

不適正排出・不法投棄などの地域の個別具体的な課題の解決に向け、それぞれの地域特性を考慮し、市民・事業者との協働により地域の力を活用した取組みを推進します。

③ ごみ減量・リサイクルの推進に係る人・組織づくりの推進

ア クリーン仙台推進員・町内会・子ども会などの活動の推進

地域に根ざしたごみ減量・リサイクル推進活動を支援することにより、地域内での交流を活発化し、人材の育成を図ります。また、地域で行っている様々な活動を、その地域の市民・事業者にも効果的に伝えるための仕組みを検討します。

イ 次代を担う子どもたちへの教育・啓発活動の推進

計画期間中に成人を迎える次代を担う、小学生・中学生などの子どもや学生等を対象として、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のそれぞれの意味や日常生活の中で実践すべき行動などについて、教育機関への講師派遣やごみ処理関連施設の見学などの手法を充実させるなど、さらなる教育・啓発に努めます。

ウ 市民参加型のイベントなどの開催

市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取組みが広がるよう、三者の連携によるイベントやキャンペーンを開催します。するとともに、既存のイベント等においても積極的にごみ減量・リサイクル推進に係る働きかけを行います。また、出前講座や施設見学などのメニューの充実や周知に努めます。

エ 環境美化活動の推進

市民・事業者による地域の清掃活動を推進することにより、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくり・しにくい環境づくりを推進します。

オ 環境交流サロンやリサイクルプラザの運営

環境交流サロンやリサイクルプラザの利用を通じて、市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進に対する意識の向上を図ります。また、リサイクルプラザについては、本市における3R啓発拠点としての役割を強化します。

6 処理施設の整備計画

(1) ごみ焼却施設

ごみ量やごみ質の予測などを踏まえた施設のあり方を検討するとともに、既存施設の整備に当たっては、性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、基幹的設備の改良の際には、省エネルギーや高エネルギー回収設備の導入を検討します。また、稼働が長期化している施設について、長期化による様々な課題等を的確にとらえながら、安定した処理体制の構築に向け、整備を進めます。

(2) 資源化施設

粗大ごみ処理施設や資源化センターなど、老朽化した施設・設備について、計画的な整備を行うとともに、社会経済状況や地域特性などを踏まえた施設整備のあり方などを検討します。また、稼働が長期化している施設について、安定した処理体制の構築に向け、整備を進めます。

(3) 埋立処分場

さらなるごみ減量やリサイクルの推進により、最終処分量を低減化削減し、さらなる延命化を図るとともに、平成 29 年度に完成を予定している石積埋立処分場第 2 期整備（第 1 区画）について着実に整備を進めます。

7 処理体制

(1) 生活ごみの収集運搬

家庭ごみなどの量の予測や処理施設の整備状況などを踏まえ、適正かつ効率的な収集運搬体制の構築を検討します。

(2) 事業ごみの収集運搬

ごみの適正処理を確保するため、収集運搬業務の継続性・安定性などに配慮しつつ、排出事業者のごみの減量やリサイクルを促進する制度のあり方について、検討します。

(3) 資源物のリサイクル

生ごみ・剪定枝等廃棄物系バイオマスのリサイクル体制の構築などについて、引き続き検討を進めます。

8 計画の進行管理及び施策の推進

本計画の基本目標の達成状況や重点的な施策の実施状況などについて、P D C Aサイクル（Plan・Do・Check・Action という事業活動の「計画」・「実施」・「評価」・「改善」の循環）に基づく進行管理を行います。

進行管理に当たっては、仙台市廃棄物対策審議会への報告と審議などを行い、ホームページなどに公表します。これにより、基本目標の達成状況などの共有化を図り、必要な対応策などについては、毎年度策定する「仙台市一般廃棄物処理実施計画」の施策に反映し、推進します。

また、国の制度や社会経済状況など、本計画の推進に当たり、大きな変化が生じた場合は、必要に応じて、見直しを行います。

第3章 生活排水処理基本計画 (修正内容等については建設局と調整中)

1 基本的な考え方

仙台市においては、平成 11 年 3 月に計画期間を平成 22 年度までとする生活排水処理基本計画を策定し、「杜の都にふさわしい良好な水循環の形成と水環境の保全に資する」という基本理念を掲げ、「生活排水未処理地域の解消の推進」及び「くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進」に係る施策を着実に実施してきました。

具体的には、公共下水道、地域下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽のそれぞれの特性や経済性等を考慮し、地域特性にあった施設の整備を市内全域で計画的に進めてきた結果、生活排水処理率は 98.6%に達し、また、発生した生活排水を適正に処理することによって、河川及び海域等の公共用水域を保全してきました。また、くみ取りし尿や浄化槽汚泥の適正処理や有効利用を図ってきました。

引き続き生活排水の適正処理を確保することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、生活排水処理施設において発生した汚泥の有効利用を推進することにより、更なる資源循環都市づくりを進めます。~~るため、平成 23 年度から平成 32 年度までを期間とする 10 年間の計画を定めます。~~

2 改定計画の期間

改定計画は、当初計画期間の後期となる、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の対象とします。

~~2-3~~ 改定計画の基本目標

引き続き生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、更なる資源循環都市づくりを進めていくため、基本目標を以下のとおり定めます。

(1) 生活排水の適正処理の確保等

引き続き生活排水の未処理地域の解消を推進するとともに、生活排水の適正処理を確保しつつ、効率的な処理体制を構築するします。

(2) し尿・浄化槽汚泥の有効利用の推進

引き続きくみ取りし尿・浄化槽汚泥の適正処理を確保しつつ、生活排水処理施設において発生した汚泥の有効利用を推進するします。

3-4 生活排水処理の見通し

生活排水処理施設の計画的な整備や公共下水道等への接続の普及促進等について、引き続き着実に実施した場合には、生活排水の処理形態に応じた人口及びし尿・浄化槽汚泥収集量の見通しは以下のとおりとなります。

<表> 生活排水の処理形態別人口の見通し

	平成 21 年度		平成 27 年度		平成 32 年度	
	使用人口 [人]	構成比 ^{※1} [%]	使用人口 [人]	構成比 ^{※1} [%]	使用人口 [人]	構成比 ^{※1} [%]
行政区域内人口 <u>(住民基本台帳人口)</u>	1,020,319 ^{※2}	100.0	1,051,000^{※3} <u>1,050,300</u>	100.0	1,047,000 <u>1,063,400^{※2}</u>	100.0% <u>100.0%</u>
水洗化・生活雑排水処理人口	1,006,202	98.6	1,039,000 <u>1,045,400</u>	98.9 <u>99.5</u>	1,036,300 <u>1,058,400</u>	99.0 <u>99.5</u>
公共下水道使用人口	988,258	96.9	1,020,700 <u>1,029,600</u>	97.1 <u>98.0</u>	1,018,200 <u>1,042,400</u>	97.2 <u>98.0</u>
地域下水道使用人口	4,543	0.4	4,600 <u>4,500</u>	0.4	4,600 <u>4,600</u>	0.4
農業集落排水施設使用人口	6,740	0.7	6,900 <u>5,400</u>	0.7 <u>0.5</u>	6,800 <u>5,500</u>	0.6 <u>0.5</u>
合併処理浄化槽使用人口	6,661	0.7	6,800 <u>5,900</u>	0.6	6,700 <u>5,900</u>	0.6
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽使用人口)	3,341	0.3	3,000 <u>1,200</u>	0.3 <u>0.1</u>	2,800 <u>1,200</u>	0.3 <u>0.1</u>
非水洗化・生活雑排水未処理人口 (し尿くみ取り人口)	10,776	1.1	9,000 <u>3,700</u>	0.9 <u>0.4</u>	7,900 <u>3,700</u>	0.8 <u>0.4</u>

※1 ~~使用人口及び構成比については、平成 27 年度及び 32 年度については、~~仙台市一般廃棄物処理実施計画（環境局）、~~及び環境局事業概要、~~仙台市下水道マスタープラン等に基づき、推計している。~~記載している構成比の過去 5 年間の実績を基に算出している。また、四捨五入により合計があわな~~
~~い箇所がある。~~

※2 ~~平成 22 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口（1,010,256 人）と外国人登録人口（10,063 人）を~~
~~含む。~~

※3 ~~出典：仙台市基本構想・基本計画（答申）（平成 23 年 1 月 25 日、仙台市総合計画審議会）~~

※4 ~~使用人口は、※3に基づく人口及び構成比を基に算出している。~~

【し尿・浄化槽汚泥収集量の見通し】

	平成21年度	平成27年度	平成32年度	
	収集量 [k0]	収集量 [k0]	推計値 [k0]	平成27年度比 増減
し尿・浄化槽汚泥	26,587	25,000 <u>24,500</u>	23,100 <u>24,800</u>	△1,587700k0, △6.99%
し尿	16,148	14,600 <u>13,800</u>	12,900 <u>14,100</u>	△3,2481,500k0, △ 20.110.9%
浄化槽汚泥	10,439	10,400 <u>10,700</u>	10,200 <u>10,700</u>	△20039k0, △2.31.9%

※ 浄化槽汚泥は、農業集落排水事業分を含む

4.5 実施・検討すべき施策

(1) 公共下水道、地域下水道及び農業集落排水施設による生活排水の適正処理等

仙台市下水道基本計画及び仙台市汚水処理適正化構想マスタープラン等に基づき、ほぼ整備が終了した公共下水道（汚水）並びに整備が終了した地域下水道及び農業集落排水施設について、引き続き生活排水の適正処理を確保しつつ、効率的な施設管理を推進します。また、生活排水の未処理地域を解消するため、これらの施設の使用の更なる普及促進を図ります。

(2) 合併処理浄化槽の計画的な整備の推進等

平成16年度に施行した仙台市浄化槽事業条例に基づき、公共下水道の事業認可区域、地域下水道及び農業集落排水施設の処理区域を除いた全市域において、生活排水の未処理地域を解消するため、公設・公管理型の合併処理浄化槽について、計画的に設置等する事業を進めます。また、浄化槽法に基づく法定検査等により、浄化槽の維持管理を適正に行っていきます。

(3) くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の適正処理等

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、引き続きし尿処理施設における適正処理を確保しつつ、収集量に応じた効率的な処理体制を構築します。

また、し尿処理施設において脱水処理した分離液は、下水道終末処理場にて再処理後に公共用水域に放流し、発生した脱水汚泥は、堆肥化等による有効利用を引き続き推進します。

《資料》

(1) ごみ量等の推移(平成21年度～26年度)

	21年度	22	23	24	25	26
10月1日推計人口(人)	1,033,515	1,045,986	1,049,493	1,060,877	1,068,511	1,073,242
ごみ総量 ①	366,785	367,436	412,717	393,848	390,383	385,863
1人1日当たり(g/日・人)	972	962	1,074	1,017	1,001	985
生活ごみ量	231,519	236,431	250,966	246,831	245,320	242,958
1人1日当たり(g/日・人)	614	619	653	637	629	620
家庭ごみ量	184,812	190,162	199,368	195,371	193,059	191,381
1人1日当たり(g/日・人)	490	498	519	505	495	489
缶・びん・ペットボトル等	19,475	19,594	21,497	20,850	21,257	21,143
プラスチック製容器包装	12,956	12,043	12,771	12,584	12,562	12,374
紙類定期回収	10,753	10,781	13,426	13,933	14,341	14,258
粗大ごみ	1,950	2,001	2,505	2,623	2,670	2,546
臨時ごみ等	1,573	1,850	1,399	1,470	1,431	1,256
事業ごみ量	135,266	131,005	161,751	147,017	145,063	142,905
1人1日当たり(g/日・人)	359	343	421	380	372	365
可燃ごみ	102,564	100,649	111,822	112,800	111,095	109,604
不燃ごみ	3,580	2,640	4,036	3,013	2,449	2,232
資源ごみ	4,920	4,950	3,908	4,205	4,737	4,518
粗大ごみ	24,202	22,766	41,985	26,999	26,782	26,551
本市資源化量 ②	45,013	43,886	48,111	47,866	48,175	47,250
缶・びん・ペットボトル等	17,985	17,505	19,237	18,414	18,278	17,759
プラスチック製容器包装	12,528	11,665	12,385	12,190	12,217	11,999
紙類定期回収	10,753	10,781	13,426	13,933	14,341	14,258
堆肥化センター	1,475	1,418	234	557	1,254	1,096
粗大ごみ処理鉄類回収等	2,272	2,517	2,829	2,772	2,085	2,138
民間リサイクル量 ③	99,018	86,199	91,765	95,716	97,848	96,854
集団資源回収等	33,277	31,503	32,386	32,844	32,156	31,553
養豚飼料回収	3,490	3,252	3,107	3,226	3,243	2,615
事業用大規模建築物等	46,131	35,985	41,211	44,058	44,045	43,464
事業系紙類	9,677	10,244	11,228	11,994	14,908	15,384
剪定枝等チップ化	1,909	1,695	487	505	526	585
生ごみ堆肥化	4,534	3,520	3,346	3,089	2,970	3,253
資源化総量 ②+③	144,031	130,085	139,876	143,582	146,023	144,104
排出総量 ①+③	465,803	453,635	504,482	489,564	488,231	482,717
リサイクル率 (②+③) ÷ (①+③)	30.9%	28.7%	27.7%	29.3%	29.9%	29.9%
焼却処理量	316,591	319,136	346,784	340,319	336,897	333,424
家庭ごみ	184,812	190,162	199,368	195,371	193,059	191,381
事業ごみ(可燃)	102,564	100,649	111,822	112,800	111,095	109,604
粗大ごみ処理後 可燃残さ	25,132	23,452	31,154	27,618	27,937	27,456
資源ごみ処理後 可燃残さ	3,705	4,234	3,908	4,292	4,601	4,824
地域清掃ごみ等	378	639	532	238	205	159
埋立処分量	50,438	50,217	81,623	55,787	63,133	54,410

単位：トン

(2) 個別施策の実績等

○ 環境施設見学バスの運行状況

対象者等		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
団体貸付	件数(件)	87	86	27	77	97	88
	見学者数(人)	2,571	2,453	756	2,177	2,649	2,412
一般 公募企画	件数(件)	5	10	8	10	8	8
	見学者数(人)	135	219	205	258	183	209
合計	件数(件)	92	96	35	87	105	96
	見学者数(人)	2,706	2,672	961	2,435	2,832	2,621

○ リサイクルプラザ利用状況

入館者数		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
合計(人)		81,800	69,867	58,926	67,251	63,097	65,186
	葛岡(人)	60,574	52,919	44,793	51,878	48,079	47,571
	今泉(人)	21,226	16,948	14,133	15,373	15,018	17,615

○ ワケルモービル貸出実績

実績等	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
貸出団体数	23	28	10	11	7	9
稼働日数(日)	24	30	10	10	7	9

○ レジ袋の有償提供実施による削減実績

実績等	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総削減枚数(万枚)	5,586	5,351	5,038	5,265	5,467	5,801
原油換算量(千ℓ)	771	738	695	727	754	800
CO ₂ 換算量(トン)	2,020	1,935	1,822	1,904	1,977	2,097

○ リサイクルプラザにおける募金額の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
募金額(円)	1,353,729	1,263,545	1,051,735	1,277,774	1,180,335	1,218,165

○ 生ごみ堆肥化容器の購入費補助状況

—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
補助基数(基)	709	393	293	324	319	267

○ ごみ焼却施設における発電状況等の推移

発電実績等	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
発電量 計 (kWh)	107,018,610	111,874,650	139,666,587	119,993,980	121,297,960	118,718,360
場内消費量 (kWh)	60,704,060	66,153,940	59,619,287	52,550,280	56,893,187	55,023,101
他施設供給量 (kWh)	5,982,200	6,154,290	5,857,800	6,154,300	6,023,820	5,936,120
売却電力量 (kWh)	40,332,350	39,566,420	74,189,500	61,289,400	58,380,953	57,759,139
売電収入額 (円)	326,450,956	326,764,250	618,805,705	516,358,429	955,215,667	1,096,471,039

○ 電気式生ごみ処理機の購入費補助状況

—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
補助台数(台)	786	298	223	242	235	186

○ 乾燥生ごみ回収実績

回収実績等	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
合計 (kg)	16,094	13,984	10,320	10,973	9,148	7,713
各区野菜市 (kg)	4,199	3,994	2,628	3,049	2,383	1,404
各環境事業所 (kg)	1,771	1,615	1,519	1,502	896	743
各市民センター (kg)	9,856	8,201	6,010	6,315	5,672	5,465
ごみ減量推進課 (kg)	268	174	163	107	197	101

○ クリーン仙台推進員等の委嘱状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

—	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
クリーン仙台推進員 (人)	568	422	354	496	420	2,260
クリーンメイト (人)	516	242	133	278	344	1,513

○ ごみ集積所の設置件数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

<u>—</u>	<u>青葉区</u>	<u>宮城野区</u>	<u>若林区</u>	<u>太白区</u>	<u>泉区</u>	<u>合計</u>
<u>帰属（市所有）</u>	<u>749</u>	<u>254</u>	<u>65</u>	<u>354</u>	<u>1,201</u>	<u>2,623</u>
<u>共同住宅</u>	<u>2,407</u>	<u>1,840</u>	<u>1,018</u>	<u>1,514</u>	<u>940</u>	<u>7,719</u>
<u>うちコンテナ BOX 設置</u>	<u>92</u>	<u>42</u>	<u>24</u>	<u>51</u>	<u>0</u>	<u>209</u>
<u>空き地</u>	<u>1,074</u>	<u>496</u>	<u>403</u>	<u>837</u>	<u>268</u>	<u>3,078</u>
<u>公園</u>	<u>5</u>	<u>12</u>	<u>4</u>	<u>9</u>	<u>0</u>	<u>30</u>
<u>道路上</u>	<u>1,466</u>	<u>857</u>	<u>778</u>	<u>1,004</u>	<u>516</u>	<u>4,621</u>
<u>歩道上</u>	<u>722</u>	<u>346</u>	<u>281</u>	<u>274</u>	<u>77</u>	<u>1,700</u>
<u>合計</u>	<u>6,423</u>	<u>3,805</u>	<u>2,549</u>	<u>3,992</u>	<u>3,002</u>	<u>19,771</u>

○ ごみ処理費用の推移

（単位：万円）

<u>（単位：万円）</u>	<u>21 年度</u>	<u>22 年度</u>	<u>23 年度</u>	<u>24 年度</u>	<u>25 年度</u>	<u>26 年度</u>
<u>ごみ収集</u>	<u>1,647,400</u>	<u>1,675,312</u>	<u>1,703,715</u>	<u>1,758,431</u>	<u>2,198,897</u>	<u>2,275,059</u>
<u>ごみ処分</u>	<u>8,081,974</u>	<u>7,977,536</u>	<u>7,811,799</u>	<u>7,791,997</u>	<u>7,163,622</u>	<u>7,664,318</u>
<u>うち焼却</u>	<u>6,878,945</u>	<u>6,816,658</u>	<u>6,631,907</u>	<u>6,657,251</u>	<u>6,080,095</u>	<u>6,429,342</u>
<u>うち埋立</u>	<u>472,907</u>	<u>462,111</u>	<u>471,214</u>	<u>474,586</u>	<u>433,444</u>	<u>470,612</u>
<u>うち破砕</u>	<u>730,122</u>	<u>698,767</u>	<u>708,678</u>	<u>660,160</u>	<u>650,083</u>	<u>764,364</u>
<u>ごみ収集＋処分 計</u>	<u>9,729,374</u>	<u>9,652,848</u>	<u>9,515,514</u>	<u>9,550,428</u>	<u>9,362,519</u>	<u>9,939,377</u>
<u>資源物収集</u>	<u>1,499,773</u>	<u>1,484,640</u>	<u>1,480,468</u>	<u>1,494,191</u>	<u>1,535,281</u>	<u>1,615,650</u>
<u>資源物処分</u>	<u>1,373,614</u>	<u>1,308,247</u>	<u>1,324,353</u>	<u>1,251,169</u>	<u>1,263,925</u>	<u>1,318,613</u>
<u>資源物収集＋処分 計</u>	<u>2,873,387</u>	<u>2,792,887</u>	<u>2,804,821</u>	<u>2,745,360</u>	<u>2,799,206</u>	<u>2,934,263</u>
<u>総計</u>	<u>12,602,761</u>	<u>12,445,735</u>	<u>12,320,335</u>	<u>12,295,788</u>	<u>12,161,725</u>	<u>12,873,640</u>

(3) 一般廃棄物処理施設の整備状況

○ 焼却施設

名称	竣工年月	処理能力
今泉工場	昭和 60 年 12 月	600t/24h (200t×3 炉)
葛岡工場	平成 7 年 8 月	600t/24h (300t×2 炉)
松森工場	平成 17 年 8 月	600t/24h (200t×3 炉)
ペット斎場	平成 4 年 3 月 (平成 15 年 2 月改造)	170kg/h

○ 破碎施設

名称	竣工年月	処理能力
今泉粗大 ごみ処理施設	昭和 61 年 7 月	120t/5h (45t、45t、30t)
葛岡粗大 ごみ処理施設	平成 7 年 8 月	140t/5h (35t、35t、70t)

○ 資源化施設 (委託業者設置施設を含む)

名称	竣工年月	処理能力
松森資源化センター	平成 4 年 8 月	70t/5h (35t、35t)
葛岡資源化センター	平成 7 年 8 月	70t/5h (35t、35t)
プラスチックバール化施設	平成 12 年 11 月	70t/15h
仙台市堆肥化センター	平成 14 年 3 月	25t/日

○ 3R推進啓発施設

名称	開館年月
葛岡リサイクルプラザ	平成 7 年 9 月
今泉リサイクルプラザ	平成 13 年 4 月

○ 最終処分場

名称	埋立期間
石積埋立処分場	昭和 61 年 4 月～

(4) 1人1日当たり家庭ごみ450グラムの考え方等について

1人1日当たり家庭ごみ(平成25年度実績) 政令指定都市比較

<u>(単位: グラム/人日)</u>	<u>都市名</u>	<u>排出量</u>
<u>1位</u>	<u>広島市</u>	<u>370</u>
<u>2位</u>	<u>大阪市</u>	<u>383</u>
<u>3位</u>	<u>京都市</u>	<u>384</u>
<u>4位</u>	<u>札幌市</u>	<u>396</u>
<u>5位</u>	<u>横浜市</u>	<u>423</u>
<u>6位</u>	<u>熊本市</u>	<u>466</u>
<u>10位</u>	<u>仙台市</u>	<u>495</u>

※平成25年度一般廃棄物処理実態調査(環境省)を基に作成

今回の見直しで新たに目標項目として掲げた、「1人1日当たり家庭ごみ」とは、一般家庭から排出されるごみのうち、資源物を除いた「燃やすごみ」の量であり、市民1人ひとりのごみ減量・リサイクルに係る取組状況を分かりやすく把握できる指標です。

この指標について、政令指定都市20市の実績を比較すると、本市はちょうど真ん中の10位となっています。目標である450グラムは、達成すれば6位相当の排出量となります。

しかし、上位5都市の平均は391グラムとなっており、更なる減量・リサイクルを進める余地が、まだまだ残されていることが分かります。

今回新たに設定した「1人1日当たり家庭ごみ450グラム」の達成は、本市のごみ減量・リサイクルの取組みを次のステージに進めるために、非常に重要な目標です。

また、この目標を達成するためには、平成26年度の実績489グラムから約8%、39グラムの減量(1週間では273グラム)が、必要となります。1日に39グラム、1週間で273グラムの減量とは、例えば次のような取組みで可能となります。

<1日で39グラムの減量とは…>

レジ袋1枚(5~10g) + わりばし1膳(5g) + 飲料用紙パック1枚(20~30g)

→ マイバッグやマイはしの使用、紙パック店頭回収等の活用でゼログラムに!

<1週間で273グラムの減量とは…>

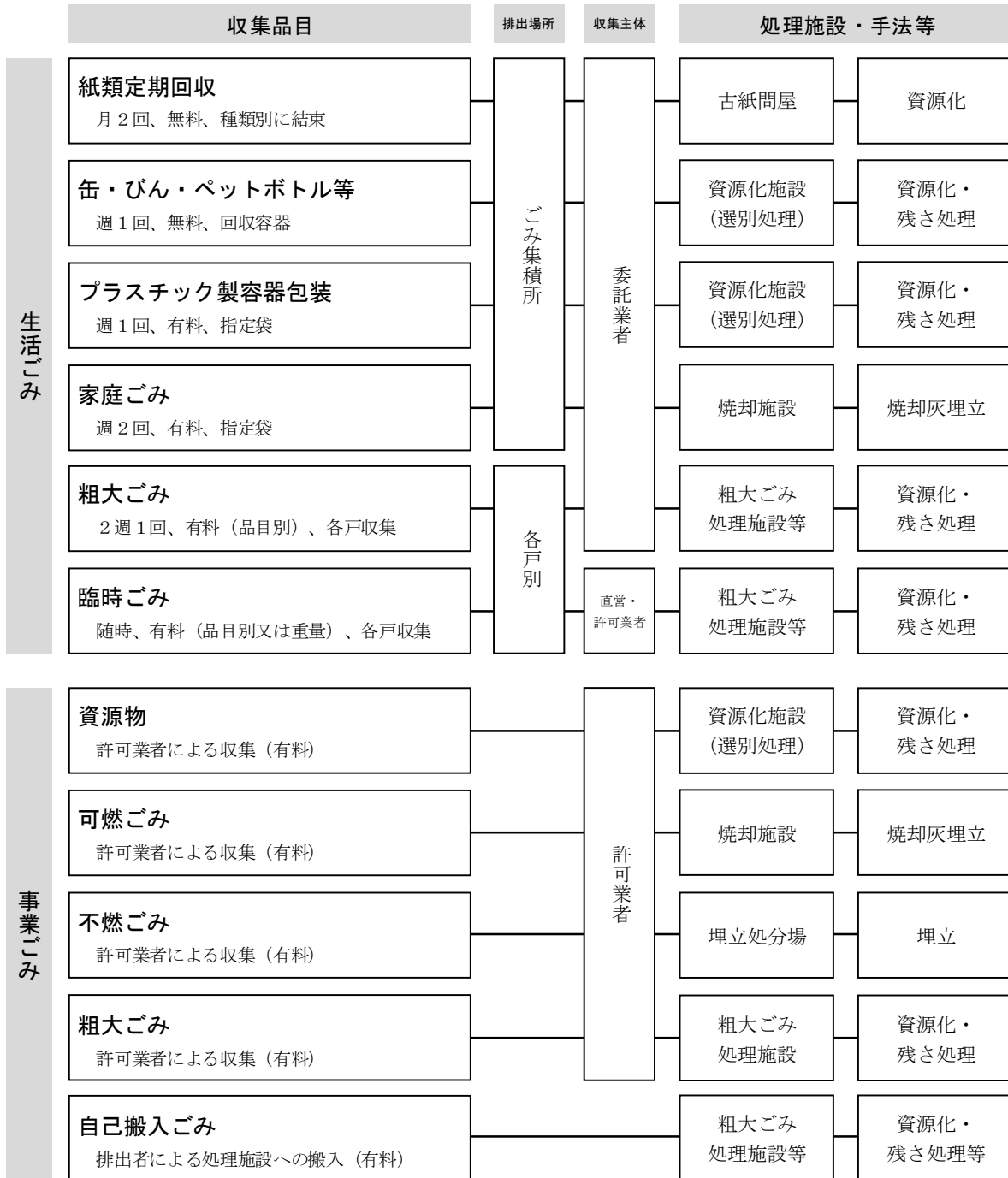
余ってしまった玉ねぎ1個(150~200g) + 卵1個(60g) + 食パン8枚切1枚(50g)

→ 食材の計画的な購入、食べ切り・使いきりの実践でゼログラムに!

**市民1人ひとりが少しずつ行動することで、大きな力となります。
計画改定をきっかけとして、改めてごみの分別や減量について考えてみましょう。**

(5) ごみ・生活排水処理の流れ

+O ごみ処理の流れ



2-2 生活排水処理の流れ **(修正内容等については建設局と調整中)**

